

三七 戻裏書の書き方(保証人が被裏書人となる場合)

第一號	印紙 爲替手形
一金五千圓也	
右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 ハ御支拂可被成候也	
支拂地 東京市	
支拂期日 昭和四年十二月一日	
昭和四年十月一日	
振出人 乙野次郎	
× 保証人 丁野権郎	
東京市日本橋區室町一番地	
丙野三郎殿	
受引	昭和四年十月一日
支拂 株式會社東京銀行	
場所 大傳馬町支店	
丙野三郎	

表面ノ金額×丁野権郎殿又ハ同人 指圖人ハ御支拂可被成候也	昭和四年十月一日
東京市神田區鍛冶町一番地	
甲野太郎	
表面ノ金額	昭和四年十月一日
指圖人ハ御支拂可被成候也	
殿又ハ同人	
表面ノ金額正ニ受取候也	昭和四年十月一日

適用範圍 爲替手形、約束手形

(説明)

保証人が被裏書人となつた場合にも、被裏書人は手形上の権利を取得する。然し保証人は主たる債務者(被保証人)と同一の義務を負担するから、主たる債務者に對して権利を有する者に對しては、手形上の権利を行ふことは出來ぬ。保証人は更に裏書讓渡をすることが出来る。この場合の裏書の効力は普通の裏書の場合と同様である。

三八 戻裏書の書き方(裏書人が被裏書人となる場合)

表面ノ金額 丁野権郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日	× 甲野太郎
表面ノ金額 山崎一郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月二日	丁野権郎
表面ノ金額 × 甲野太郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月三日	山崎一郎
表面ノ金額 正ニ受取候也 昭和四年 月 日	

適用範圍 爲替手形、約束手形

(説明)

裏書人が更に被裏書人となつた場合に於ても、被裏書人は手形上の権利を取得する。然し被裏書人が最初にした裏書の被裏書人から、戻裏書の裏書に至る迄の者は、何れも自己に對する権利者であるから、これ等の者に對しては手形上の権利を行ふことは出来ぬ。被裏書人は更に裏書譲渡をすることが出来る。この場合の裏書の効力は、普通の裏書の場合と同様である。

三九 裏書連続の圖(其の一)

表面ノ金額 乙野次郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日	甲野太郎
表面ノ金額 丙野三郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月二日	乙野次郎
表面ノ金額 丁野権郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月五日	丙野三郎
表面ノ金額 正ニ受取候也 昭和四年十二月一日	丁野権郎

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

裏書の連続と云ふことは、受取人が第一の裏書人となり、第一の裏書の被裏書人が第二の裏書の裏書人となり、第二の裏書の被裏書人が第三の裏書の裏書人となる様に、被裏書人と裏書人とが順次連続して居ることを云ふのである。裏書が連続して居ないと手形所持人は手形の権利を取得することは出来ぬ。茲に示した裏書の連続は最も解り易いものを示した。

四〇 裏書連続の圖(其の二)

表面ノ金額 丙野三郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 甲野太郎 ㊟	表面ノ金額 丁野権郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月二日 丙野三郎 ㊟	表面ノ金額 乙野次郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月五日 丁野権郎ノ相續人 乙野次郎 ㊟	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和四年十二月一日 乙野次郎 ㊟
---	---	---	------------------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
(説明)

茲に示したのもも裏書の連続があると云へる。即ち第一の裏書の被裏書人と、第二の裏書の裏書人と同一人であるから裏書の連続があると云へる。又第三の裏書人乙野次郎は第二の被裏書人丁野権郎の相續人たることを表はして居るから、第二の裏書と第三の裏書とは連続があると云へる。

四一 裏書連続の圖(其の三)

表面ノ金額 殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 甲野太郎 ㊟	表面ノ金額 乙野次郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月二日 丙野三郎 ㊟	表面ノ金額 丙野三郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月五日 乙野次郎 ㊟	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和四年十二月一日 丙野三郎 ㊟
---	---	---	------------------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
(説明)

茲に示したのもも裏書の連続があると云へる、即ち第一の裏書は白地裏書であるから、第二の裏書人の何人たるやを問はぬ、又第二の裏書の被裏書人と第三の裏書の裏書人とは同一人であるから總て裏書が連続して居るのである。

四二 裏書の連続を缺いた圖(其の一)

表面ノ金額乙野次郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 甲野太郎	表面ノ金額丙野三郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月二日 山崎一郎	表面ノ金額丁野権郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月五日 丙野三郎	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日
--	--	--	-------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

此の裏書は連續を缺いで居る。即ち第一の裏書の被裏書人と第二の裏書の裏書人と異なつて居るから、第一と第二の裏書とが連續を缺いで居る、従つてたとへ第二の裏書と第三の裏書とが連續して居ても、裏書の連續を缺いだこととなり、第三の被裏書人たる丁野権郎は手形上の權利を取得することは出来ぬ。

四三 裏書の連續を缺いた圖(其の二)

表面ノ金額乙野次郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月五日 甲野太郎	表面ノ金額丙野三郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 乙野次郎	表面ノ金額丁野権郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月十日 丙野三郎	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日
--	--	--	-------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

この裏書も連續を缺いて居る、即ち被裏書人と裏書人とは順次連續して居るが、裏書の年月日が連續を缺いで居る。第一の裏書は十月五日となつて居るから第二の裏書は當然十月五日以後の日附であるべきに拘はらず、十月一日となつて居るから、裏書の連續を缺くこととなる。従て最後の被裏書人たる丁野権郎は手形上の權利を取得することは出来ぬ。

四四 全部引受の書き方

第一號	印紙 [㊟]	爲替手形
一金五千圓也 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 乙野次郎 [㊟] 東京市日本橋區室町一番地 丙野三郎殿		
受 引	昭和四年十月一日 支拂 株式會社東京銀行 場所 大傳馬町支店 × 丙野三郎 [㊟]	

適用範圍 爲替手形

(説明)

引受の欄のないものは、末尾に「本件手形引受候也」と記載して支拂人が署名するか、單に支拂人が署名するだけでも良い。引受の年月日や支拂場所は記載しなくても引受の効力に影響はない。

四五 一部引受の書き方

第一號	印紙 [㊟]	爲替手形
一金五千圓也 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 乙野次郎 [㊟] 東京市日本橋區室町一番地 丙野三郎殿		
受 引	×本件手形金額參千圓ニ限り引 受候也 昭和四年十月一日 支拂 株式會社東京銀行 場所 大傳馬町支店 丙野三郎 [㊟]	

適用範圍 爲替手形

(説明)

二引受の欄のないものは末尾に「本件手形金額參千圓ニ限り引受候也」と記載して支拂人が署名すれば良い。引受の年月日や支拂場所等は記載しなくても引受の効力に影響はない。

受	引	第一號
		印紙 爲替手形
一金五千圓也 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 乙野次郎 東京市日本橋區室町一番地 丙野三郎殿		
×裏書人甲野太郎ノ爲參加引 受候也 昭和四年十月一日 支拂 株式會社東京銀行 場所 大傳馬町支店 東京市麴町區麴町一番地 丁野權郎		

四七 參加引受の書き方(裏書人に對する場合)

適用範圍、爲替手形

(説明)

振出人に對する參加引受の場合を參照。

受	引	第一號
		印紙 爲替手形
一金五千圓也 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 乙野次郎 東京市日本橋區室町一番地 丙野三郎殿		
×振出人乙野次郎ノ爲メ參加引 受候也 昭和四年十月五日 支拂 株式會社東京銀行 場所 大傳馬町支店 東京市麴町區麴町一番地 丁野權郎		

四六 參加引受の書き方(振出人に對する場合)

適用範圍、爲替手形

(説明)

引受の欄のないものは、末尾に同様の文句を記載して參加引受人が署名すれば良い。引受の年月日や支拂場所は記載しなくても參加引受の效力に影響はない。參加引受のある手形の所持人は支拂拒絶證書作成期間内(満期日及其後の二日內)に支拂人又は支拂擔當者に支拂の爲めの呈示をなし、其の支拂が拒絶された場合には、尙右期間内に參加引受人に對して、支拂の爲めの呈示をしなければならぬ。この手續を怠ると、參加引受人に對する權利を失ふ。

四八 手形保證の書き方(引受人に對する場合)

第一號	
印紙 爲替手形	
一金五千圓也	
右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也	
支拂地 東京市	
支拂期日 昭和四年十二月一日	
昭和四年十月一日	
乙野次郎	
東京市日本橋區室町一番地	
丙野三郎殿	
昭和四年十月一日	
支拂 株式會社東京銀行	
場所 大傳馬町支店	
丙野三郎	
東京市神田區鍛冶町一番地	
×右引受人ニ對スル保證人	
丁野權郎	
受	引

適用範圍 爲替手形

(説明)

引受人と並べて單に「保證人」として署名しても良
い。

四九 手形保證の書き方(振出人に對する場合)

第一號	
印紙 約束手形	
一金五千圓也	
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御 支拂可申候也	
振出地 東京市	
支拂期日 昭和四年十二月一日	
昭和四年十月一日	
東京市日本橋區室町一番地	
乙野次郎	
東京市神田區鍛冶町一番地	
×右振出人ニ對スル保證人	
丙野三郎	
甲野太郎殿	

適用範圍 爲替手形、約束手形

(説明)

振出人と並べて單に「保證人」として署名しても
良し。

表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和四年十二月一日 丙野三郎
---	---	---	----------------------------------

五一 手形金額受領の書き方(全部受領の場合)

適用範囲 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

これは手形所持人が受領した場合を示した。所持人が取立銀行へ手形の取立を委任するときは、取立委任の裏書をし、銀行はこれを手形交換所へ提出して居る。

表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市日本橋區室町一番地 甲野太郎	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市日本橋區室町一番地 甲野太郎	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市日本橋區室町一番地 甲野太郎	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和四年十月一日 丙野三郎
---	---	---	---------------------------------

五〇 手形保證の書き方(裏書人に対する場合)

適用範囲 爲替手形、約束手形

(説明)

裏書人と並べて單に「保證人」として署名しても良い。

形手替爲戻す出振の人持所 (一の其)

受引	昭和四年十二月一日	第一號	印紙 戻爲替手形
	支拂 株式會社東京銀行 場所 大傳馬町支店 丙野三郎		
	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也		
	支拂地 東京市		
	支拂期日 一覽拂		
	昭和四年十二月一日		
	乙野次郎		
	東京市日本橋區室町一番地		
	丙野三郎殿		

五三 戻手形の書方

形手替爲戻す出振の人書裏 (二の其)

受引	昭和四年十二月一日	第一號	印紙 戻爲替手形
	支拂 株式會社東京銀行 場所 大傳馬町支店 丁野權郎		
	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也		
	支拂地 東京市		
	支拂期日 一覽拂		
	昭和四年十二月一日		
	丙野三郎		
	東京市神田區鍛冶町一番地		
	丁野權郎殿		

五二 手形金受領の書き方(一部受領の場合)

表面ノ金額 丙野三郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎	表面ノ金額 殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年 月 日	表面ノ金額 殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年 月 日	表面ノ金額 正ニ受取 候也 昭和四年十二月一日 丙野三郎
---	---	---	---------------------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
(説明)
全部受領の場合参照。

適用範囲 爲替手形、約束手形

(説明)

戻手形は償還金額取立の爲めに發行する手形である。戻手形を發行し得る手形は爲替手形と約束手形だけである。戻手形を發行するには種々の制限が設けられて居る。即ち

- 一 振出人は償還権利者即ち所持人か、償還をした裏書人でなくてはならぬ。
- 二 支拂人は償還の請求を受ける者でなくてはならぬ。
- 三 受取人は償還請求者自身とするも、第三者とするも自由である。
- 四 手形金額は償還請求金額に戻手形發行に因つて生じた費用を合算したものの。
- 五 満期日は一覽拂でなくてはならぬ。
- 六 支拂地は償還の請求を受ける者の營業所又は住所の所在地でなくてはならぬ。
- 七 振出地は所持人が振出す場合には本爲替手形の支拂地、裏書人が振出す場合にはその營業所又は住所の所在地。

戻手形の支拂人が支拂をするには、本手形、支拂拒絶證書、償還計算書の交付を請求することが出来る。支拂人はこれ等の書類と引換にあらざれば支拂を拒むことが出来るのである。故に戻手形の發行には、支拂拒絶證書、償還計算書を添付するのである。但し振出人が一旦自己宛に發行して引受を受けた後流通させる場合には、引受と同時に前記の書類を支拂人たる償還義務者に交付するから此の場合には、これ等の書類を添付しなくても良い。

五四 線引小切手の書き方(一般線引)

Z1	x
銀行渡り	
小切手	
一金五千圓也	
右金額此小切手持参人ニ御支拂可 被成候也	
昭和四年十月一日	
甲野太郎	
東京市麹町區麹町一番地 株式会社東京銀行御中	

適用範囲 小切手

(説明)

一般線引小切手の支拂人は、銀行以外の者に対して支拂ふことは出来ぬ。若し銀行以外の者に支拂つたときはこれに因つて生じた損害を賠償しなければならぬ。

五五 線引小切手の書き方(特別線引)

Z1 ×
株式会社三井銀行渡り

小切手

一金五千圓也

右金額此ノ小切手持参人へ御支拂可被成候也

昭和四年十月一日

甲野太郎

東京市麴町區麴町一番地
株式会社東京銀行御中

適用範圍 小切手

(説明)

特別線引小切手の支拂人は、特定銀行(此の小切手では株式会社三井銀行となる)以外の者に支拂ふことは出来ぬ。若し特定銀行以外の者に支拂つたときはこれに因つて生じた損害を賠償しなければならぬ。

五六 小切手の支拂拒絶証明の書き方

Z1 小切手

一金五千圓也

右金額此小切手持参人ニ御支拂可被成候也

昭和四年十月一日

甲野太郎

東京市麴町區麴町一番地
株式会社東京銀行御中

本日此小切手呈示有之候モ預金不足ニツキ支拂ニ難應候

昭和四年十月一日

株式会社東京銀行
取締役 乙野次郎

適用範圍 小切手

(説明)

小切手の所持人が振出の日附から十日以内に支拂人をして支拂拒絶の旨及其の年月日を小切手に記載させ且つこれに署名させたときは、これを支拂拒絶證書に代へることが出来る。これは小切手そのものに記載させなくては支拂拒絶證書に代へることは出来ぬ。都會地の銀行では餘り見受けなから、田舎の銀行では今日尙小切手に符箋をしてその符箋に支拂拒絶の旨を記載して居るものを見受けるが、かく符箋に記載したものは支拂拒絶證書に代へることは出来ぬ。茲に示したものは一般に行はれて居るものであるが、拒絶文句中『預金不足』云々の文句は、その理由の異なるに従ひ『紛失ノ旨届出ニツキ』或は『取引解約後ニツキ』等何れとするも隨意である。

五七 償還請求通知書の書き方(所持人より裏書人に)

償還請求通知書

手形番第一號
手形種類爲替手形
支拂金額五千元也
支拂場所東京市
満期年月日昭和四年十月一日
振出年月日昭和四年十月一日
受取人甲野太郎
支拂人乙野太郎
右手形ハ支拂期日ニ於テ支拂人ニ呈示シテ支拂ヲ求メタルモ支拂無キ本日公證人山崎一郎ヲシテ支拂拒絶證書ヲ作成セシメ候間貴下ニ於テ別紙計算書ノ通り償還相成度此段及通知候也
昭和四年十二月一日
東京市神田區鍛冶町一番地
所持人 丁野權郎
裏書人 宇野三郎

適用範圍 爲替手形 約束手形、小切手 (説明)

茲に示したものは手形所持人からその前者たる裏書人に對して發するものである。償還請求の通知は支拂拒絶證書作成の日又は其の後の二日以内に發しなければならぬ。支拂拒絶證書の作成を免除したる者に對しては、支拂拒絶證書作成期間(満期日及其の後の二日以内)の末日又は其の後の二日以内に發しなければならぬ。この通知は直接の前者に對して發すれば、前者全員に發したことになる。若し直接の前者が裏書地を記載して居ない場合にはその前者に對して發すれば良い、通知は内容證明配達證明郵便を以て發するを可とす。

五八 償還請求通知書の書き方(裏書人が其の前者に)

償還請求通知書

手形番第一號
手形種類爲替手形
支拂金額五千元也
支拂場所東京市
満期年月日昭和四年十月一日
振出年月日昭和四年十月一日
受取人甲野太郎
支拂人乙野太郎
右手形ハ支拂期日ニ於テ支拂人ニ呈示シテ支拂ヲ求メタルモ支拂無キ本日公證人山崎一郎ヲシテ支拂拒絶證書ヲ作成セシメ候間貴下ニ於テ別紙計算書ノ通り償還相成度此段及通知候也
昭和四年十二月一日
東京市神田區鍛冶町一番地
裏書人 宇野三郎
東京市日本橋區室町一番地
裏書人 宇野三郎

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手 (説明)

茲に示したものは、手形所持人の直接の前者が、所持人の請求に應じて償還をなし、更にその前者に對して償還の請求をするものである。所持人から通知を受けた裏書人は、通知を受けた日又は其の後の二日以内に更にその前者に對して償還請求の通知を發すればよい。通知は内容證明配達證明郵便を以て發するを可とす。

五九 償還計算書の書き方(所持人が前者たる裏書人に請求する場合)

償還計算書

一、金五千圓也
 支拂アラサリシ手形金額
 一、金八拾五錢也
 満期日以後ノ法定利息
 一、金參圓貳拾六錢也
 拒絶證書作成ノ手数料及其ノ他ノ費用
 内 譯
 一、金參圓也
 拒絶證書作成ノ手数料
 一、金貳拾六錢也
 償還請求通知郵便料
 合計金五千四圓拾壹錢也
 右ノ通りニ候也
 昭和四年十二月一日
 東京市神田區鍛冶町一番地
 所持人 丁野權郎 印
 東京市日本橋區室町一番地
 裏書人 宇野二郎 殿

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

- 茲に示したものは手形所持人がその前者たる裏書人に對して請求する場合の償還金額計算書である。
- (一) 支拂あらざりし手形金額は、全額支拂拒絶の場合は手形額面の金額、一部支拂があつた場合はその残額を記載すること。
 - (二) 満期日以後の法定利息は、満期日の翌日から起算して償還請求通知發送當日迄年六分の割合に依つて計算したものを記載すること。
 - (三) 拒絶證書作成手数料は公證人又は執達吏に支拂つた金額を記載すること。
 - (四) 其の他の費用は、償還請求通知發送の郵便料を記載すること。
 - (五) 償還を受けたときは償還計算書にその旨を記載しなければならぬから本書の末尾にこれを記載し得るだけ餘白を設け置くこと。

六〇 償還計算書の書き方(償還した裏書人がその前者に請求する場合)

償還計算書

一、金五千四圓拾壹錢也
 償還請求者丁野權郎へ支拂ヒタル金額
 一、金八拾五錢也
 右支拂以後本日迄ノ法定利息
 一、金貳拾六錢也
 償還請求費用トシテ支出シタル金額
 合計五千五圓貳拾貳錢也
 右ノ通りニ候也
 昭和四年十二月二日
 東京市日本橋區室町一番地
 裏書人 宇野二郎 印
 東京市神田區鍛冶町一番地
 裏書人 吉野三郎 殿

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

- 茲に示したものは償還をした裏書人が更に其の前者に對して償還請求をする場合の償還金額計算書である。
- (一) 償還請求者丁野權郎へ支拂ひたる金額は所持人の償還請求に應じて實際支拂つた金額全部を記載すること。
 - (二) 支拂以後本日迄の法定利息は所持人へ償還した翌日から起算して償還請求の通知を發する日迄年六分の割合に依つて計算したものを記載すること。
 - (三) 償還請求費用として支出したる金額は償還請求通知書發送の郵便料を記載すること。
 - (四) 償還を受けたときは償還計算書に、その旨を記載しなければならぬから本書の末尾にその旨記載し得るだけの余白を設け置くこと。

東京市日本橋區室町一番地 振出人 乙野次郎殿	昭和四年十月二十二日 東京市神田區鍛冶町一番地 裏書人 甲野太郎	求候也 殿於テ相當ナル擔保ヲ供セラレ度此段請	五千圓シテ對シテ擔保ノ千圓ヲ有之候ニツキ貴	拙者ハ手形ノ金額一十圓ニテ所持人野權郎ヨリ	昭和四年十月一日 右形ハ支拂取年月日 一、支拂取年月日 二、支拂取年月日 三、支拂取年月日 四、支拂取年月日 五、支拂取年月日	支拂取年月日 支拂取年月日 支拂取年月日 支拂取年月日 支拂取年月日	東京市神田區鍛冶町一番地 東京市丸の内區外神田 東京市丸の内區外神田 東京市丸の内區外神田 東京市丸の内區外神田	手形番號 手形種類 手形金額 手形場所 手形種類 手形番號 手形種類 手形金額 手形場所	擔保請求書
---------------------------	--	---------------------------	-----------------------	-----------------------	---	--	--	--	-------

六二 引受拒絶の場合の擔保請求書の書き方(裏書人より振出人に對する場合)

適用範圍 爲替手形
(説明)
茲に示したものは擔保の請求を受けた裏書人からその前者たる振出人に對して請求する場合のものである。
本書は内容證明配達證明郵便を以て發送するを可とす。

東京市神田區鍛冶町一番地 裏書人 甲野太郎殿	昭和四年十月二十二日 東京市神田區鍛冶町一番地 裏書人 甲野太郎	求候也 殿於テ相當ナル擔保ヲ供セラレ度此段請	五千圓シテ對シテ擔保ノ千圓ヲ有之候ニツキ貴	拙者ハ手形ノ金額一十圓ニテ所持人野權郎ヨリ	昭和四年十月一日 右形ハ支拂取年月日 一、支拂取年月日 二、支拂取年月日 三、支拂取年月日 四、支拂取年月日 五、支拂取年月日	支拂取年月日 支拂取年月日 支拂取年月日 支拂取年月日 支拂取年月日	東京市神田區鍛冶町一番地 東京市丸の内區外神田 東京市丸の内區外神田 東京市丸の内區外神田 東京市丸の内區外神田	手形番號 手形種類 手形金額 手形場所 手形種類 手形番號 手形種類 手形金額 手形場所	擔保請求書
---------------------------	--	---------------------------	-----------------------	-----------------------	---	--	--	--	-------

六一 引受拒絶の場合の擔保請求書の書き方(所持人より裏書人に對する場合)

適用範圍 爲替手形
(説明)
茲に示したものは引受が拒絶された場合に、爲替手形の所持人よりその前者に對して擔保の請求をする場合のものである。擔保を供すべき金額は手形金額及費用である。若し一部の引受があつたときは引受のない部分及費用である。
本書は内容證明配達證明郵便を以て發送するを可とす。

振出の年月日	單純なる支拂の委託	受取人の氏名又は商號	支拂人の氏名又は商號	一定の金額	爲替手形たることを示すべき文字	爲替手形
振出の年月日	單純なる支拂の約束	受取人の氏名又は商號		一定の金額	約束手形たることを示すべき文字	約束手形
振出の年月日	單純なる支拂の委託	受取人の氏名又は商號又は所持人に支拂ふべきと	支拂人の氏名又は商號	一定の金額	小切手たることを示すべき文字	小切手

各種手形記載事項比較表
六四 必要文句の比較

裏書人 吉野三郎殿	相當ノ保計供セラ月八日	用五圓也保計供セラ月八日	證書ヲ作成セシメ候右ニ形サザルニ依リテ	引受メタル日ニシテ引受メタル日ニシテ	年一十月七日ニシテ引受メタル日ニシテ	證人ナシタル年一十月七日ニシテ引受メタル日ニシテ	請求ヲ以テ同ノ月一十五日ニシテ引受メタル日ニシテ	ルヲシタル年一十月七日ニシテ引受メタル日ニシテ	右手形ニツキ支拂人ハ昭和三十四年十月一日引受	一、支拂期日 昭和三十四年十月一日	二、受取年月日 昭和三十四年十月一日	三、振出年月日 昭和三十四年十月一日	四、支拂場所 東京市麹町區麴町一丁目	五、支拂金額 五圓	六、爲替手形 爲替手形也	七、手形種類 第一號	八、擔保請求書 擔保請求書
--------------	-------------	--------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--------------	-----------------	---------------	------------------

六三 破産宣告の場合の擔保請求書の書き方(所持人より裏書人に對する場合)

適用範圍 爲替手形、約束手形
(説明)
茲に示したものは豫備支拂人の記載ある爲替手形の引受人が、破産の宣告を受け相當の擔保を供しない場合に、所持人から其の前者たる裏書人に對して、擔保の請求をする場合のものを示した。
本書は内容證明配達證明郵便を以て發送するを可とす。

支拂拒絶證書作成免除		振出地	支拂の爲めにする呈示期間(一覽拂手形)	引受の爲めの呈示をなすべき旨の記載	支拂の爲めにする呈示期間(一覽後定期拂手形)	裏書禁止	支拂の場所	支拂擔當者
支拂拒絶證書作成免除	支拂地		支拂の爲めにする呈示期間(一覽拂手形)		一覽の爲めにする呈示期間(一覽後定期拂手形)	裏書禁止	支拂の場所	支拂擔當者
支拂拒絶證書作成免除		振出地				裏書禁止		

六五 任意文句の比較

振出人の記載し得る任意文句			一定の満期日
爲替手形	約束手形	小切手	一定の満期日
豫備支拂人			支拂地
支拂人の氏名又は商號に附記したる地		支拂人の氏名又は商號に附記したる地	振出地の署名
			振出地の署名
			振出地の署名

引受の日附	支拂場所

支拂擔當者	支拂人の記載し得る任意文句	支拂拒絶證書作成免除	裏書地	裏書禁止	無擔保文句	裏書人の記載し得る任意文句	複本たることを示すべき文字
		支拂拒絶證書作成免除	裏書地	裏書禁止	無擔保文句		
		支拂拒絶證書作成免除	裏書地	裏書禁止	無擔保文句		

第四篇 手形の見方

権利義務に関する證書の中でも、手形程簡単な文句に依つて表示されたものは少ない。而もかく簡単な手形が一見大差なき如く見へるものも、これを法律家の立場から観察すると、かくも間違へ得るものかと驚く程間違ひが多いのである。著者の平常取扱ふもののみでもかなり多く無効の手形を発見する。而もその間違ひは單に一字一句の間違ひに過ぎぬものが多い。例へば振出地は『東京市』と書くべきを『東京府』と書き、單に『市』を『府』と書き違へただけでも、その影響する處は實に深刻で、直ちに手形の有效無効の問題となる。即ち権利の存否に係りて來るのである。か様に手形は一見酷似して居るが如く見えて甚しき差のあるものがあり、大なる差ある如く見えて酷似して居るものがあり、又一見有效なるが如く見えて無効なものがあり、

一見無効の如く見えて有効なものがあるから、手形取引の當事者は、手形に對する目の着け所を心得て置かぬと不測の損害を受けることがある。

本編に於てはこれ等迷ひ易き様々の手形の中で、代表的のもの六十二種を集め、所謂手形に對する目の着け所を説明することとした。下部の説明中『適用範圍』に於ては、その手形の問題となる點が三種の手形の何れに應用されるかの範圍を示し、『注意事項』に於てはその手形の問題となる點を示し、『效力』に於てはその手形の問題となる點が手形の有效無効に如何なる關係があるかを示し、『説明』に於てはその手形の問題となる個所が、手形の效力に及ぼす理由を説明した。そして本編の『説明』の個所のみを読むも、手形法の大體の智識を了得し得る様記述した。

一 会社の代表者の署名なく振出した手形

第一號	印紙
約束手形	
一金五千圓也	
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御 仕拂可申候也	
振出地 東京市	
支拂期日 昭和四年十二月一日	
昭和四年十月一日	
* 株式会社太陽銀行	
甲野太郎殿	

適用範圍 約束手形、爲替手形、小切手
 注意事項 振出人の署名
 效力 無効

(説明)

此の手形は振出人が会社の代表者を記載せず只会社の商號だけを記載して振出したものである。会社が手形を振出す場合は会社の商號を記載し、且つ代表者が代表資格を表示して署名しなければならぬ。此の手形の如く單に何々会社としただけで、代表者の署名なきものは無効である。

二 取締役の代理人として振出した手形

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
仕拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

株式会社太陽銀行
*取締役代理人
乙野次郎 印

甲野太郎 印

適用範圍 約束手形、爲替手形、小切手

注意事項 振出人ノ署名

效力有效

(説明)

此の手形は會社の代表者の署名なく、取締役の代理人として振出したものである。取締役は會社の代表権があるから、其代表権者の代理人たることを明かにしてあれば會社の振出したものとして有効である。

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

東京市日本橋區室町五番地
大野商店
*主任 甲野太郎 印

乙野次郎 印

三 主任名義で振出した手形

適用範圍 約束手形、爲替手形、小切手

注意事項 振出人の署名

效力有效

(説明)

此の手形は大野商店の主任が主任の資格で振出した手形である。主任は一定範圍の代理権があるから、主任名義で振出すことは、主任が其權限内に於て、大野商店の代理人として振出したこととなり、此の手形は大野商店の振出した手形として有効である。

四 會社の代表資格を書かず振出した手形(其の一)

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日
昭和四年十月一日

株式会社太陽銀行
× 甲野太郎
乙野次郎殿

株式会社
太陽銀行
頭取之印

適用範圍 約束手形、爲替手形、小切手
注意事項 振出人の署名
效力 會社の振出として有效

(説明)

此の手形は會社の代表者たることを記載せず代表者の印章を押捺して振出した手形である。か様な場合には假令代表資格が記載してなくても 其印影で代表資格が明瞭であるから、株式会社太陽銀行の振出した手形として有效である。

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日
昭和四年十月一日

株式会社太陽銀行
× 甲野太郎
乙野次郎殿

五 會社の代表資格を書かず振出した手形(其の二)

適用範圍 約束手形、爲替手形、小切手
注意事項 振出人ノ署名
效力 甲野太郎個人の振出として有效

(説明)

此の手形は會社の代表者たる甲野太郎が代表資格を記載せず、又其印章も代表者の印章を押捺せず、個人の印章を押捺したものである。かくの如き手形は手形面上代表者たることを知り得べき資料がないから、事實は代表者として振出して居ても株式会社太陽銀行の振出したものとは見られない。甲野太郎個人が振出したものと見られるのである。

六 代理人が自分を受取人とした手形

第一號

印紙 ⑤ 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

東京市日本橋區室町五番地

乙野次郎代理人

* 甲野太郎 ⑥

× 甲野太郎 ⑥

適用範圍 約束手形、爲替手形、小切手

注意事項 振出人ノ署名

效力無效

(説明)

此の手形は代理人が自分を受取人として振出した手形である。民法第百八條に依ると、何人と雖も同一の法律行爲につき相手方の代理人となり、又は双方の代理人となることを得ずとあるから、此の手形は右法文に違反し無効である。

七 營業部長名義で振出した手形

第一號

印紙 ⑤ 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

株式會社太陽銀行

* 營業部長 甲野太郎 ⑥

乙野次郎 ⑥

適用範圍 約束手形、爲替手形、小切手

注意事項 振出人の署名

效力有效

(説明)

此の手形は會社の營業部長が營業部長名義で振出した手形である。營業部長は一定範圍の代理權があるから、營業部長名義で振出すことは、營業部長が其權限内で會社の代理人として振出したこととなり此の手形は有效である。

八 振出地を「東京府」と書いた手形

第一號

印紙 ④ 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

× 振出地 東京府

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲 野太郎 ④

乙 野次郎 ④

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地の記載

効力無効

(説明)

此の手形は振出地を東京府と記載して振出した手形である。振出地は最小行政区劃たる地域の名稱即ち「何市」又は「何府縣何郡何町村」と記載すべきであるに、單に「東京府」と記載してあるから、此の手形は振出地の記載なきものと見られ無効である。

九 振出地の記載を誤まり二名の振出人の肩書地の違つた手形

第一號

印紙 ④ 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

× 振出地 東京府

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

× 東京市日本橋區室町一番地

甲 野太郎 ④

× 大阪市北區南堀江町一番地

乙 野次郎 ④

丙 野三郎 ④

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地と振出人の肩書地

効力無効

(説明)

此の手形は振出地の記載を誤つて居ても、振出人の肩書地が記載してあるから、普通の場合は、肩書地を振出地の記載と解釋して有効となるのであるが、振出地は單一でなくてはならぬから、此の手形の様二人の振出人があつて、而も一方は東京市、一方は大阪市となつて居ては、これを振出地と見るとしても單一なりと云へぬから無効である。但し甲野太郎の肩書地だけを振出地と見て有効なりとした判例もある。

第一號

印紙[㊟] 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

×振出地

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

乙野次郎[㊟]

甲野太郎殿

一一 振出地を書かぬ手形

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地

效力 無効

(説明)

此の手形は振出地の記載がなく、又振出人の肩書地の記載もないから、約束手形の必要文句を缺き無効である。

第一號

印紙[㊟] 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

×振出地 東京府

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

×東京市神田區鍛冶町一番地

乙野次郎[㊟]

甲野太郎殿

一〇 振出地の記載を誤り振出人の肩書地のある手形

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地の記載と振出人の肩書地

效力 有效

(説明)

此の手形は振出地の記載を誤つて居るから、振出地の記載のないものとして無効な筈であるが、振出人の肩書地が記載してあるから、肩書地を振出地の記載と解釋して有効となるのである。

一二 振出地を書かず振出人の肩書地のある手形

第一號

印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

×振出地

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

×東京市日本橋區室町一番地

乙野次郎

甲野太郎

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地と振出人の肩書地

效力有效

(説明)

此の手形は振出地が記載してないから、必要文句の記載を缺ぎ無効な筈であるが、振出人の肩書地が記載してあるから、肩書地を振出地の記載と解釋して有効となるのである。

一三 振出地を「信州輕井澤」と書き振出人の肩書地のある手形

第一號

印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

×振出地 信州輕井澤

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

×群馬縣吾妻郡嬭戀村

甲野太郎

乙野次郎

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地と振出人の肩書地

效力有效

(説明)

此の手形は振出地の記載を誤つてゐる。振出地は前述の通り、最小の行政区劃たる地域を記載しなければならぬ。然るに「信州輕井澤」は最小行政区劃たる地域の名稱ではないから、此の記載は無効であるが、振出人の肩書地は最小行政区劃たる地域の名稱を記載してあるから、之を振出地の記載と解釋して有効となるのである。

一四 振出地を「自宅」と書いた手形

第一號

印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

× 振出地 自宅

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

× 東京市日本橋區室町一番地

乙野次郎

甲野太郎

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地と振出人の肩書地

效力 有效

(説明)

此の手形は振出地を自宅と書いて居る。前述の通り、振出地は最小行政区劃たる地域の名稱を記載しなければならぬ。然るに單に「自宅」と記載しては、其地域の名稱を記載したことになるから、振出地の記載なきものとして無効の筈であるが、振出人の肩書地が記載してあるから、肩書地を振出地の記載と解釋して有効となるのである。

第一號

印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

× 振出地 淺草區新猿屋町十七番地ニ於テ此ノ手形ヲ振出候

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

甲野太郎

乙野次郎

一五 振出地を「淺草區新猿屋町十七番地」に於て此の手形を振出候」と書いた手形

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地ノ記載

效力 無效

(説明)

此の手形は振出地を「淺草區新猿屋町十七番地に於て此手形を振出し候」と書いてあるが、最小行政区劃たる地域の名稱と言ふ事は出来ぬから、振出地の記載がないものとして無効である。但し反對の判例と學説がある。

一六 振出地を書かず三人の振出人の肩書地の大字名が違ふ手形

第一號

印紙 ① 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

× 振出地

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

× 豊多摩郡淀橋町大字柏木 甲野太郎 ①

× 同 郡同 町大字柏木 乙野大郎 ①

× 同 郡同 町大字角筈 丙野三郎 ①

丁野五郎殿

適用範圍 約束手形

注意事項 振出人の肩書地

效力有效

(説明)

此の手形は振出地を記載せず且振出人が三人あつて、其肩書地の大字名が違つて居る手形であるが、肩書地は何れも淀橋町(最小行政区劃たる地域の名稱となる)と記載した點が同一であるから、肩書地を振出地と解釋し、單一なる振出地の記載あるものとして有效である。

一七 振出人の肩書地を單に「入間村大字水野」と書いた手形

第一號

印紙 ① 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

× 振出地

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

× 入間村大字水野 甲野太郎 ①

乙野次郎殿

適用範圍 約束手形

注意事項 振出人の肩書地

效力有效

(説明)

此の手形は振出地を書かず振出人の肩書地が縣、郡名を省略してあるが「水野」と言ふ大字を包含する「入間村」は埼玉縣入間郡入間村であることが、其記載自體に依つて明瞭であるから、之を最小行政区劃たる地域の記載あるものと解釋し、有效である。

一八 支拂地を「東京府」と書いた手形

第一號	印紙	爲替手形
	一金五千圓也	
	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也	
	×支拂地 東京府	
	支拂期日 昭和四年十二月一日	
	昭和四年十月一日	
	乙野次郎	
	丙野三郎殿	
受引	昭和年 月 日	支拂場所

適用範圍 爲替手形
 注意事項 支拂地の記載
 效力 無効

(説明)

此の手形は支拂地を「東京府」と書いてある。支拂地は最小行政区劃たる地域の名稱即ち「何市」又は「何府縣何郡何町村」と書くべきであるに、單に「東京府」と書いてあるから、此の手形は爲替手形の必要文句を缺き無効である。

一九 支拂地を「東京府」と書き支拂人の肩書地のある手形

第一號	印紙	爲替手形
	一金五千圓也	
	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也	
	×支拂地 東京府	
	支拂期日 昭和四年十二月一日	
	昭和四年十月一日	
	乙野次郎	
	×東京市日本橋區室町一番地	
	丙野三郎殿	
受引	昭和年 月 日	支拂場所

適用範圍 爲替手形
 注意事項 支拂地の記載と支拂人の肩書地
 效力 有効

(説明)

此の手形は支拂地を「東京府」と書き、其記載方を誤つて居るから、支拂地の記載なきものとして無効な筈であるが、支拂人(丙野三郎)の肩書地が記載してあるから、肩書地を支拂地の記載と見て有効となるのである。

二〇 支拂地を書かぬ手形

受引	第一號
	印紙 爲替手形
支拂場所	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 ハ御支拂可被成候也 ×支拂地
	支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 乙野次郎 丙野三郎殿
昭和年 月 日	

適用範圍 爲替手形
 注意事項 支拂地
 效力 無效

(説明)

この手形は支拂地を記載して居ない。爲替手形には支拂地が必要文句となつて居るから、此の手形の如く支拂地の記載を缺いたものは無効である。

二一 支拂地を書かず支拂人の肩書地のある手形

受引	第一號
	印紙 爲替手形
支拂場所	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 ハ御支拂可被成候也 ×支拂地
	支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 乙野次郎 丙野三郎殿
昭和年 月 日	

適用範圍 爲替手形
 注意事項 支拂地と支拂人の肩書地
 效力 有效

(説明)

此の手形は支拂地の記載がないので無効な筈であるが、支拂人の肩書地が記載してあるからこれを支拂地と見て有効となるのである。

二三 支拂地を書かず二名の支拂人の肩書地の違つた手形

第一號	
印紙	爲替手形
一金五千圓也	
右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 ハ御支拂可被成候也	
× 支拂地	
支拂期日 昭和四年十二月一日	
昭和四年十月一日	
乙野次郎	
× 東京市日本橋區室町一番地	
丙野三郎殿	
× 東京府豊多摩郡淀橋町角管	
丁野權郎殿	
受引	昭和年 月 日
支拂場所	

適用範圍 爲替手形
 注意事項 支拂地と支拂人の肩書地
 效力 無効

(説明)

此の手形は支拂地の記載を缺いで居るが、支拂人の肩書地の記載があるから、これを支拂地の記載と見て有効となる筈であるが、支拂地の記載は單一でなくてはならぬから、此の手形の如く二名の支拂人があり且つ其の肩書地が一つは東京市となり一つは淀橋町となつて居る場合には、單一な支拂地を記載したものと云へぬから無効である。

二三 支拂場所を銀行名だけ書いた手形

第一號	
印紙	約束手形
一金五千圓也	
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ハ御 支拂可申候也	
振出地 東京市	
支拂期日 昭和四年十二月一日	
× 支拂場所 株式會社東京銀行	
昭和四年十月一日	
甲野太郎	
乙野次郎殿	

適用範圍 爲替手形、約束手形
 注意事項 支拂場所の記載
 效力 支拂場所の記載有効

(説明)

約束手形に於ては支拂地は必要文句となつて居ないが、支拂地を記載すればその地を支拂地とし、若し支拂地を記載しなければ振出地を支拂地と見られる。そして支拂場所は支拂地内の場所を記載しなければ支拂場所の記載を無効とされる。この手形は支拂場所を單に株式會社東京銀行と記載し區名、町名等を記載してないが、株式會社東京銀行はその文字自體に依つて、東京市内の場所たることが明であるから有効である。

第一號

印紙 ⑨ 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

× 支拂場所 自宅

昭和四年十月一日

東京市日本橋區室町一番地

甲野太郎 ⑨

乙野次郎殿

二五 支拂場所を「自宅」と書いた手形

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 支拂場所の記載

效力 支拂場所の記載有效

(説明)

此手形は支拂場所を示す町名番地等を明記せず、
單に「自宅」と記載してあるが、振出人の肩書地
が記載してあるから「自宅」とは振出人の肩書地
たる住所を指して居ることが明かだ從て「自宅」
と云ふことは、支拂地たる東京市内に在る、「東京
市日本橋區室町一番地振出人の住所」を示して居
るものと解釋して、有效となるのである。

第一號

印紙 ⑨ 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
支拂可申候也

× 振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

× 支拂場所 東京府豊多摩郡淀橋町
株式會社山田銀行

昭和四年十月一日

甲野太郎 ⑨

乙野次郎殿

二四 振出地外の支拂場所を書いた手形

適用範圍 約束手形

注意事項 振出地と支拂場所の記載

效力 支拂場所の記載無効

(説明)

支拂場所は支拂地内の場所を記載しなくてはなら
ぬ、約束手形は特に支拂地を記載せぬときは振出
地を支拂地とすることになつて居るから、この手
形の如く支拂地を記載せぬものに、振出地外の場
所を支拂場所として記載した場合は、支拂場所の
記載は無効である。

二六 支拂地外の支拂場所を書いた手形

第一號	印紙 [㊟]	約束手形
一金五千圓也		
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也		
振出地 東京市		
× 支拂地 東京市		
× 支拂場所 東京府豊多摩郡大久保町五百番地		
株式会社渡邊銀行		
支拂期日 昭和四年十二月一日		
昭和四年十月一日		
東京市日本橋區室町一番地		
甲野太郎 [㊟]		
乙野次郎殿		

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 支拂地と支拂場所

效力 支拂場所の記載無効

(説明)

支拂場所は支拂地内の場所を記載しなくてはならぬ。然るにこの手形は支拂地たる『東京市』外の場所を支拂場所として記載して居るから、支拂場所の記載は無効である。

二七 支拂人を書かぬ手形

第一號	印紙 [㊟]	爲替手形
一金五千圓也		
右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也		
支拂地 東京市		
支拂期日 昭和四年十二月一日		
昭和四年十月一日		
乙野次郎 [㊟]		
受引	昭和年 月 日	支拂場所

適用範圍 爲替手形、小切手

注意事項 支拂人の記載

效力 無効

(説明)

爲替手形に於ては支拂人は必要文句となつて居るから、此の手形の如く支拂人を記載せぬものは無効である。

二八 「支拂人兼引受人」と書いた手形

第一號	印紙 爲替手形
受 引	<p>一金五千圓也</p> <p>右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 ハ御支拂可被成候也</p> <p>支拂地 東京市</p> <p>支拂期日 昭和四年十二月一日</p> <p>昭和四年十月一日</p> <p>乙野次郎</p>
受 引	<p>昭和四年十月一日</p> <p>支拂場所 株式會社東京銀行</p> <p>東京市日本橋區室町一番地</p> <p>×支拂人 丙野三郎</p> <p>兼引受人</p>

適用範圍 爲替手形

注意事項 支拂人兼引受人の文字

効 力 有 效

(説明)

此の手形は支拂人の氏名を普通の場所に記載せず引受人が單に「支拂人兼引受人」と肩書附記して居るだけであるが「丙野三郎」が支拂人たることはその肩書に依つて明かであるから、支拂人の記載してあるものと解釋し有效である。

第一號

印紙

爲替手形

一金五千圓也

右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人
ハ御支拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

乙野次郎

×株式會社東京銀行御中

受 引
昭和四年 月 日
支拂場所

二九 支拂人として會社名だけを書いた手形

適用範圍 爲替手形、小切手

注意事項 支拂人の記載

効 力 有 效

(説明)

會社が振出人たる場合に於ては、會社の商號を記載して代表者の署名がなければならぬが、會社を支拂人とする場合に於ては、單に其の商號を記載するを以て足るから、この手形は有效である。

三〇 支拂人は商號だけを書き引受人は氏名を書いた手形

受引	第一號
	印紙 爲替手形
	一金五千圓也
	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也
	支拂地 東京市
	支拂期日 昭和四年十二月一日
	昭和四年十月一日
	東京市日本橋區室町一番地
	乙野次郎
	×丙 商店殿
	昭和四年十月一日
	支拂場所 株式会社東京銀行
	東京市神田區鍛冶町一番地
	×丙商店 丁野權郎

適用範圍 爲替手形

注意事項 支拂人と引受人の記載

效力 有效

(説明)

支拂人と引受人とは同一人でなくては引受は無効である。此の手形は支拂人を單に『丙商店』と記載し引受人は『丙商店丁野權郎』と記載してあるが、手形自體に於て、丙商店は丁野權郎の商店であることを明かに認め得るから、此の手形は有效である。

三一 支拂地を書かぬ小切手

Z1	小切手
	一金五千圓也
	右金額此小切手持參人へ御支拂可 被成候也
	昭和四年十月一日
	甲野太郎
	株式会社太陽銀行御中

適用範圍 小切手

注意事項 支拂人の肩書地

效力 無効

(説明)

支拂地は小切手の必要文句となつて居り、支拂地の記載なきときは支拂人の肩書地を支拂地と見ることになつてゐる。只實際に於ては小切手には特に支拂地として記載せず、支拂人の肩書地を記載して支拂地の記載に代へて居るが、この小切手には支拂地の記載もなく、支拂人の肩書地の記載もないから無効である。

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

三三 振出年月日を書かぬ手形

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

注意事項 振出年月日

效力 無効

(説明)

この手形は振出年月日の記載が缺けて居る。振出年月日は三種の手形を通じて必要文句となつてゐるから、此の手形は必要文句の記載を缺き、無効である。

Z1 小切手

一金五千圓也

右金額此小切手持参人へ御支拂可被成候也

昭和四年十月一日

甲野太郎

× 株式会社東京銀行
本所支店御中

三二 支拂人を「東京銀行本所支店」と書き支拂人の肩書地を書かぬ小切手

適用範圍 小切手、爲替手形

注意事項 支拂人の記載

效力 有効

(説明)

小切手には支拂地の記載を必要とする。若し支拂地の記載なきときは支拂人の肩書地を支拂地と見られる。この小切手は特に支拂地としての記載はなく、且つ支拂人の肩書地の記載もないが、「株式会社東京銀行本所支店」なる文字は、東京市本所区内に存在する株式会社東京銀行を指してゐることが文字自體に於て明瞭であるから、これを支拂人の肩書地と解釋して有効となるのである。然し反對の判例がある。

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

× 昭和四年十一月 日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

三五 振出の年月を書き日附を書かぬ手形

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

注意事項 振出の日附

效力無效

(説明)

この手形は振出の年月だけ記載して日附の記載がない。振出の年月のみ記載するも振出年月日の記載あるものと云へぬからこの手形は無効である。

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年五月一日

× 昭和四年二月三十日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

三四 事實上無き振出年月日を書いた手形

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

注意事項 振出年月日

效力無效

(説明)

この手形は振出年月日は記載して居るが、その記載を誤つて居る。『二月三十日』と云ふが如き日は事實上存在しない日であるから、振出年月日の記載なきものとしてこの手形は無効である。

三六 振出日附と支拂期日と同じ手形

第一號

印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

×支拂期日 昭和四年十月一日

×昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 振出年月日と支拂期日

效力有效

(説明)

この手形は振出の年月日と支拂期日と同一になつてゐるが、手形は形式上振出の年月日の記載あるを以て足るから、この手形は有效である。

第一號

印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

×支拂期日 昭和五年天長節

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

三七 満期日を「天長節」と書いた手形

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 支拂期日

效力有效

(説明) この手形は満期日を「昭和五年天長節」と記載して居るが、満期日の記載は必ずしも何年何月何日と記載しなくても、支拂期日を確定的に知り得る様に記載すれば足るから、この手形は有效である。

三八 満期日を「何日限り」と書いた手形

第一號

印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

×支拂期日 昭和四年十二月一日限り

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 支拂期日

效力有效

(説明)

この手形は満期日を「昭和四年十二月一日限り」と記載してあるが、「十二月一日限り」とあるは十二月一日を支拂期日とすることが明瞭であるからこの手形は有効である。

三九 満期日を「何日迄」と書いた手形

第一號

印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

×支拂期日 昭和四年十二月一日迄

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 支拂期日

效力有效

(説明)

この手形は満期日を「昭和四年十二月一日迄」と記載してあるが、「十二月一日迄」とあるは十二月一日を支拂期日とすることが明瞭であるからこの手形は有効である。

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

×支拂期日 振出ノ日附ヨリ二十年ヲ經過セル日

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

四一 満期日を「振出の日附より二十年を經過せる日」と書いた手形

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 支拂期日

效力有效

(説明)

この手形は支拂期日を二十年後としてゐる。手形の支拂期日は通常三十日或は六十日で長きも半年又は一年を越へることはない。然るにこの手形の如く二十年後とする如きは殆ど類例がないから、一度問題となつたことがあるが、法律が支拂期限の長短について何等の制度を設けてゐない以上無効とすべきではない。苟も支拂期日が確定してゐる以上その長短に拘らず有效である。

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

×支拂期日 十二月一日

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

四〇 満期日に年號を書かぬ手形

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 支拂期日

效力有效

(説明)

この手形は満期日に年號を記載せず、單に月と日だけを記載してあるが、同年内の取引は多く年號を記載せぬ慣習があり、且つ手形自體から「十二月一日」とは年内の十二月一日なることが充分に推察し得るからこの手形は有效である。

四二 振出人と受取人と同一人の約束手形

第一號	印紙 [㊦]	約束手形
一金五千圓也		
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也		
振出地 東京市		
支拂期日 昭和四年十二月一日		
昭和四年十月一日		
東京市日本橋區室町一番地		
× 乙 野次郎 [㊦]		
× 乙 野次郎 [㊦]		

適用範圍 約束手形

注意事項 振出人と受取人の氏名

效力 無効

(説明)

此の手形は振出人と受取人とが同一人となつてゐる。爲替手形に於ては振出人と受取人とが同一人たることを許されてゐるから有効であるが、約束手形ではこれを許さぬから無効である。

四三 振出人と受取人と支拂人とが同一人の爲替手形

第一號	印紙 [㊦]	爲替手形
一金五千圓也		
右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也		
支拂地 東京市		
支拂期日 昭和四年十二月一日		
昭和四年十月一日		
東京市日本橋區室町一番地		
× 甲 野太郎 [㊦]		
× 甲 野太郎 [㊦]		
受引	昭和四年十月一日	
支拂場所 株式會社東京銀行		
甲 野太郎 [㊦]		

適用範圍 爲替手形

注意事項 振出人と受取人と支拂人との氏名

效力 有効

(説明)

此の手形は振出人と受取人と支拂人とが總て同一人となつてゐるが、爲替手形については判例並に學説はこれを有効として居る。

四四 振出人と受取人と同一人の爲替手形

第一號	印紙 爲替手形 一金五千圓也
受引	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 ハ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 × 甲野太郎 東京市日本橋區室町一番地 丙野三郎殿
支拂場所	昭和四年十月一日 株式会社東京銀行 丙野三郎

適用範圍 爲替手形
注意事項 振出人と受取人の氏名
效力 有效

(説明)

此の手形は受取人と振出人とが同一人となつてゐる。振出人と受取人とを同一人とするは約束手形に於ては無効であるが、爲替手形の場合は有効とされてゐる。實際に於ても振出人が先づ支拂人の引受を得て、其の信用を利用して手形を流通させんとする場合に、自分を受取人として振出すことは履行はれて居る、これを『自己指圖爲替手形』又は『自己受爲替手形』と云ふ。

四五 振出人と支拂人と同一人の爲替手形

第一號	印紙 爲替手形 一金五千圓也
受引	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 ハ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 東京市日本橋區室町一番地 × 乙野次郎 乙野次郎殿
支拂場所	昭和四年十月一日 株式会社東京銀行 乙野次郎

適用範圍 爲替手形、小切手
注意事項 振出人と支拂人の氏名
效力 有效

(説明)

此の手形は振出人と支拂人とが同一人となつて居る。爲替手形や小切手は振出人が支拂人に手形金の支拂を委託するのであるから、自分から、自分に支拂を委託すると云ふことは、普通の觀念から云へば矛盾してゐる譯であるが、これを有効とされて居る。實際に於ても同一の商號を有する營業所を數個所に有する場合や、振出人が支拂地に於て自分で支拂はんとする場合に、自分を支拂人として振出されることは屢見受けることである。これを『自己宛手形』と云ふ。

四六 振出人の保証を書いた小切手

Z1 小切手
 一金五千圓也
 右金額此小切手持参人へ御支拂可被成候也
 昭和四年十月一日
 振出人 甲野太郎
 ×右保証人 乙野次郎
 東京市麴町區麴町一番地
 株式会社東京銀行御中

適用範圍 小切手

注意事項 保証の記載

效力 保証は無効

(説明)

此の小切手は振出人に對する保証の記載がある。小切手は爲替手形や約束手形と違ひ、手形保証の制度がないから、右保証の記載は無効で、保証人は何等保証義務を負はないのみならず、民法上の保証としても效力がない。

四七 裏書の所へ振出人の保証をした手形

表面ノ金額 昭和四年十月一日 丙野三郎	表面ノ金額 同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年 月 日 殿又ハ	表面ノ金額 同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 殿又ハ	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日
---------------------------	--	--	-------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 振出人保証の目的の文字

效力 有效

(説明)

これは一寸變つた保証である。裏面の裏書欄にかかる保証文句を記載した場合は、裏書の不動文字を生かして見るか否かに依つて、其の解釋が異つて來る譯であるが、判例はこれを有效な手形保証としてゐる。従て丙野三郎は振出人の手形保証人として責任を負ふこととなる。

受引	<p>第一號</p> <p>印紙 爲替手形</p> <p>一金五千圓也</p> <p>右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也</p> <p>支拂地 東京市</p> <p>支拂期日 昭和四年十二月一日</p> <p>昭和四年十月一日</p> <p>乙野次郎</p> <p>東京市日本橋區室町一番地</p> <p>×丙野三郎殿</p>
支拂場所	<p>昭和四年十月一日</p> <p>株式會社東京銀行</p> <p>大傳馬町支店</p> <p>×丁野權郎</p>

四九 支拂人以外の者が引受をした手形

適用範圍 爲替手形

注意事項 支拂人と引受人の氏名

效力 引受無効

(説明)

この手形は支拂人以外の丁野權郎が引受をして居る。引受は支拂人以外の者がしても無効であるから、此の手形の引受は無効である。

第一號	<p>印紙 約束手形</p> <p>一金五千圓也</p> <p>右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御 支拂可申候也</p> <p>振出地 東京市</p> <p>支拂期日 昭和四年十二月一日</p> <p>昭和四年十月一日</p> <p>東京市神田區鍛冶町一番地</p> <p>甲野太郎</p> <p>×右保證人 株式會社東京銀行</p> <p>乙野次郎殿</p>
-----	--

四八 會社名のみを書いて保證をした手形

適用範圍 爲替手形、約束手形

注意事項 保證人の署名

效力 保證無効

(説明)

この手形は會社が代表者の署名をせず、會社名だけを記載して手形保證をしたものであるが、手形行爲は振出のみならず、總て會社の署名については、會社名を記載し且つ代表者の署名を必要とするからこの保證は無効である。

受引	第一號
	印紙 [㊟] 爲替手形
× 昭和四年九月十五日	一金五千圓也
支拂場所 株式會社東京銀行	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也
大傳馬町支店	支拂地 東京市
丙野三郎 [㊟]	× 昭和四年十月一日
	× 昭和四年十二月一日
	東京市神田區鍛冶町一番地
	乙野次郎 [㊟]
	東京市日本橋區室町一番地
	丙野三郎殿

五一 引受の日附が振出日附より前の手形

適用範圍 爲替手形

注意事項 振出日附と引受日附

效力有效

(説明)

この手形は引受の日附が振出の日附より前日となつて居るが、引受は支拂人が單に署名すれば足り、日附は引受の必要文句となつてゐないから、引受の日附が如何様になつてゐても引受は有効である。

受引	第一號
	印紙 [㊟] 爲替手形
昭和 年 月 日	一金五千圓也
支拂場所	右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也
	支拂地 東京市
	支拂期日 昭和四年十二月一日
	昭和四年十月一日
	東京市神田區鍛冶町一番地
	乙野次郎 [㊟]
	東京市日本橋區室町一番地
	丙野三郎殿

五〇 符箋に引受をした手形

適用範圍 爲替手形

注意事項 符箋の引受記載

效力 引受無効

(説明)

この手形は符箋に引受を記載してあるが、引受は裏書や保證と異なり、必ず手形そのものに記載しなければならぬから、この手形の引受は無効である。

本件手形引受候也
× 昭和四年十月一日
丙野三郎[㊟]

五二 共同受取人の一人が裏書をした手形

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎

×乙野次郎殿

×丙野三郎殿

表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 ×乙野次郎	表面ノ金額 殿又ハ同人	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日	表面ノ金額 殿又ハ同人
--	----------------	-----------------------------------	----------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

注意事項 受取人と裏書人の氏名

效力 裏書無効

(説明)

此の手形は受取人が乙野次郎と丙野三郎の二名で、裏書人が乙野次郎一名となつて居る。受取人を数名記載した場合には数人の受取人は外部関係では共同の権利を取得し、裏書其の他の手形行爲は總て共同でしなくては無効である。即ち此手形では乙野次郎と丙野三郎との二名共同して裏書をしなければならぬに拘はらず、乙野次郎一人で裏書をして居るからその裏書は無効である。

五三 会社の支店間で裏書をした手形

表面ノ金額 × 株式会社東京銀 殿又ハ 同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 × 株式会社東京銀行深川支店 支店長 甲野太郎 印	表面ノ金額 × 株式会社東京銀 殿又ハ 同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 × 株式会社東京銀行本所支店 支店長 乙野次郎 印	表面ノ金額 同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日
---	---	-------------------------------------	-------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
 注意事項 裏書人及被裏書人
 効 力 裏書無効

(説明)

この手形は同一会社の支店間で裏書譲渡したものである。同一会社の支店間で裏書譲渡するは、結局自分が自分に對して裏書譲渡すると同一で何等の効力を生しない。此の裏書は無効である。

五四 相手方の代理人となつて裏書をした手形

表面ノ金額 × 甲野太郎 殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 合資会社高田商店 代表社員 × 甲野太郎 印	表面ノ金額 殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額 殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日
---	---	---	-------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
 注意事項 裏書人と被裏書人
 効 力 裏書無効

(説明)

この手形は被裏書人が裏書人の代表者として裏書したものであるが、法律は同一法律行為につき相手方の代理人となることを禁じて居るから、この裏書は無効である。

五五 会社の商號だけ書いて裏書をした手形

表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 × 株式會社東京銀行	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 殿又ハ同人	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日
---	--	-------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
注意事項 裏書人の署名
効 力 裏書無効

(説明)

この手形は会社がその商號だけを記載して裏書をしたものである。会社が手形行爲をする場合は總てその商號を記載し、且つ代表者が署名しなくてはならぬからこの裏書は無効である。

五六 裏書の年月を書いて日附を書かぬ手形

表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 × 昭和四年十月 日 甲野太郎	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 殿又ハ同人	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 殿又ハ同人	表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日
---	--	--	-------------------------

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
注意事項 裏書の日附
効 力 裏書無効

(説明)

この手形は裏書の年月だけを記載し、日附を記載せずして記名式裏書をしたものである。裏書の年月日は記名式裏書の必要文句であるから、年月の記載あるも日附の記載がなければ裏書年月日の記載なきものとして無効である。

表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日
-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

五八 裏書年月日を書かず記名式裏書をした手形

適用範囲 爲替手形、約束手形、小切手
 注意事項 裏書の年月日
 効力 裏書無効

(説明)

この手形は裏書の年月日を記載せずして記名式裏書をしたものである。記名式裏書には裏書の年月日は必要文句となつて居るから、裏書年月日を記載せぬ裏書は無効である。

表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日	表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日
-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

五七 手形金額の一部について裏書をした手形

適用範囲 爲替手形、約束手形、小切手
 注意事項 一部裏書の附記
 効力 裏書無効

(説明)

この手形は手形金額の一部について譲渡裏書をしたものである。引受や支拂には一部の引受や支拂を認められて居るが、裏書については一部の裏書を認められないから、この裏書は無効である

五九 二個所に書いた手形金額の違つた手形

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

7,000.000

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

注意事項 手形金額

效力 五千圓の手形として有效

(説明)

此の手形は手形金額が二個所に記載してある。主要部には『金五千圓也』となつて居り、下部のロ一マ字で記載してある方は『7,000.000』となつて居て二千圓の差があるが、斯様な場合には主要部の記載を手形金額と解釋し、此の手形は金五千圓也の手形として有效である。

六〇 符箋に支拂拒絶證明を書いた小切手

Z1 小切手

一金五千圓也

右金額此小切手持參人へ御支拂可被成候也

昭和四年十月一日

甲野太郎

東京市麴町區麴町一番地

株式會社東京銀行御中

適用範圍 小切手

注意事項 符箋の記載

效力 支拂拒絶證明無效

(説明)

此の小切手は符箋に支拂拒絶の旨を記載したものであるが、支拂拒絶證書に代はるべき支拂拒絶證明の記載は、必ず小切手そのものに記載しなくてはならぬから、この小切手の如く符箋に記載したものは無効である。

此小切手本日呈示相成候處預金不足ニツキ支拂ニ難應候
昭和四年十月十日
株式會社東京銀行
取締役 乙野次郎

六一 会社の商號だけ書いて支拂拒絶證明をした小切手

Z1 小切手
 一金五千圓也
 右金額此小切手持參人へ御支拂可被成候也
 昭和四年十月一日
 甲野太郎
 東京市麴町區麴町一番地
 株式會社東京銀行御中
 此ノ小切手本日呈示相成候處預金不足ニツキ支拂ニ難應候
 昭和四年十月十日
 × 株式會社東京銀行

適用範圍 小切手

注意事項 拒絶者の署名

效力 支拂拒絶證明無效

(説明)

此の小切手は支拂拒絶證明に對する支拂人の署名が、單に会社の商號だけを記載して代表者の署名がない。支拂拒絶證書に代はるべき支拂拒絶證明には支拂人の署名が必要で、会社の署名には必ず会社の商號を記載し且つ代表者が署名しなくてはならぬから、この小切手の如く單に会社の商號のみを記載して捺印するも無効である。

六二 呈示期間後に於て支拂拒絶證明を書いた小切手

Z1 小切手
 一金五千圓也
 右金額此小切手持參人ニ御支拂可被成候也
 昭和四年十月一日
 甲野太郎
 東京市麴町區麴町一番地
 株式會社東京銀行御中
 預金不足ニツキ支拂ニ難應候
 × 昭和四年十月十五日
 株式會社東京銀行
 取締役 乙野次郎

適用範圍 小切手

注意事項 支拂拒絶證明の日附

效力 支拂拒絶證明無效

(説明)

此の小切手は支拂拒絶證明の日附が、振出の日附から十五日を經過して居る。支拂拒絶證書に代はるべき支拂拒絶證明の記載は、必ず小切手の呈示期間、即ち振出の日附から十日以内でなくてはならぬから、此の小切手の如く呈示期間經過後に記載したものは支拂拒絶證書に代へることは出来ぬ。

附錄 手形關係法令

商法第四編 手形

第一章 總則

第四百三十四條 本法ニ於テ手形トハ爲替手形、約束手形及ヒ小切手ヲ謂フ

第四百三十五條 手形ニ署名シタル者ハ其手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四百三十六條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ記載セスシテ手形ニ署名シタルトキハ本人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百三十七條 偽造又ハ變造シタル手形ニ署名シタル者ハ其偽造又ハ變造シタル手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

變造シタル手形ニ署名シタル者ハ變造前ニ署名シタルモノト推定ス

偽造者、變造者及ヒ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ偽造又ハ變造シタル手形ヲ取得シタル者ハ手形上ノ權利ヲ有セス

第四百三十八條 無能力者カ手形ヨリ生シタル債務ヲ取消シタルトキト雖モ他ノ手形上ノ權利義務ニ影響ヲ及ホサス

第四百三十九條 本編ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモ手形上ノ效力ヲ生セス

第四百四十條 手形ノ債務者ハ本編ニ規定ナキ事由ヲ以テ手形上ノ請求ヲ爲ス者ニ對抗スルコトヲ得ス但直接ニ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ハ此限ニ在ラス

第四百四十一條 何人ト雖モ惡意又ハ重大ナル過失ナクシテ手形ヲ取得シタル者ニ對シ其手形ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第四百四十二條 手形ノ引受又ハ支拂ヲ求ムル爲メニスル呈示、拒絕證書ノ作成其他手形上ノ權利ノ行使又ハ保全ニ付キ利害關係人ニ對シテ爲スヘキ行爲ハ其營業所、若シ營業所ナキトキハ其住所又ハ居所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但其者ノ承諾アルトキハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

利害關係人ノ營業所、住所又ハ居所カ知レサルトキハ拒絕證書ヲ作ルヘキ公證人又ハ執達吏ハ其地ノ官署又ハ公署ニ問合ヲ爲スコトヲ要ス若シ問合ヲ爲スモ營業所、住所又ハ居所カ知レサルト

キハ其役場又ハ官署若クハ公署ニ於テ拒絕證書ヲ作ルコトヲ得

第四百四十三條 引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル債權ハ滿期日ヨリ三年所持人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ支拂拒絕證書作成ノ日ヨリ一年裏書人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第四百四十四條 手形ヨリ生シタル債權カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキト雖モ所持人ハ振出人又ハ引受人ニ對シ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二章 爲替手形

第一節 振 出

第四百四十五條 爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其爲替手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人ノ氏名又ハ商號
- 五 單純ナル支拂ノ委託

- 六 振出ノ年月日
- 七 一定ノ満期日
- 八 支拂地

第四百四十六條 爲替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト異ナルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形金額トス

第四百四十七條 振出人ハ自己ヲ受取人又ハ支拂人ト定ムルコトヲ得

第四百四十八條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百四十九條 爲替手形ハ其金額三十圓以上ノモノニ限り之ヲ無記名式ト爲スコトヲ得

第四百四十九條ノ二 振出人ハ爲替手形ニ受取人ノ氏名又ハ商號ト共ニ其爲替手形ノ所持人カ支拂ヲ受クルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得

前項ノ爲替手形ハ無記名式ノモノト同一ノ效力ヲ有ス

第四百四十九條ノ三 第四百四十九條ノ規定ハ前條第一項ニ定メタル爲替手形ニ之ヲ準用ス

第四百五十條 満期日ハ左ニ掲ケタル種類ノ一タルコトヲ要ス

- 一 確定セル日
- 二 日附後確定セル期間ヲ經過シタル日

- 三 一覽ノ日

四 一覽後確定セル期間ヲ經過シタル日

第四百五十一條 振出人カ爲替手形ニ満期日ヲ記載セサリシトキハ一覽ノ日ヲ以テ其爲替手形ノ満期日トス

第四百五十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂地ヲ記載セサリシトキハ支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ヲ以テ其支拂地トス

第四百五十二條ノ二 支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ハ之ヲ其營業所又ハ住所ノ所在地ト看做ス

第四百五十三條 振出人ハ支拂人ニ非サル者ヲ以テ支拂擔當者トシテ爲替手形ニ記載スルコトヲ得

第四百五十四條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第二節 裏書

第四百五十五條 爲替手形ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得但振出人カ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百五十六條 振出人、引受人又ハ裏書人カ裏書ニ依リテ爲替手形ヲ讓渡ケタルトキハ更ニ裏書

ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四百五十七條 裏書ハ爲替手形、其謄本又ハ補箋ニ被裏書人ノ氏名又ハ商號及ヒ裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

裏書ハ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ爾後爲替手形ハ引渡ノミニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四百五十八條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百五十九條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ手形上ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ記載スルコトヲ得

第四百六十條 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ爾後裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ其裏書人ハ被裏書人ノ後者ニ對シテ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百六十一條 裏書人カ其署名ノミヲ以テ裏書ヲ爲シタルトキハ所持人ハ自己ヲ其被裏書人ト爲スコトヲ得

第四百六十二條 支拂拒絕證書作成ノ期間經過ノ後所持人カ裏書ヲ爲シタルトキハ被裏書人ハ裏書人ノ有シタル權利ノミヲ取得ス此場合ニ於テハ其裏書人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百六十三條 所持人ハ裏書ニ依リテ爲替手形ノ取立ヲ委任スルコトヲ得此場合ニ於テハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ更ニ裏書ヲ爲スコトヲ得

第四百六十四條 裏書アル爲替手形ノ所持人ハ其裏書カ連續スルニ非サレハ其權利ヲ行フコトヲ得ス但署名ノミヲ以テ爲シタル裏書アルトキハ次ノ裏書人ハ其裏書ニ因リテ爲替手形ヲ取得シタルモノト看做ス

抹消シタル裏書ハ裏書ノ連續ニ付テハ其記載ナキモノト看做ス

第三節 引 受

第四百六十五條 所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ得

第四百六十六條 一覽後定期拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ要ス 但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絕證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百六十七條 所持人カ一覽後定期拂ノ爲替手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂人カ其引受ヲ爲サス又ハ引受ノ日附ヲ爲替手形ニ記載セサリシトキハ所持人ハ呈示期間內ニ拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絕證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス
所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

引受人カ引受ノ日附ヲ記載セサリシ場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第四百六十八條 引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ支拂人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

支拂人カ爲替手形ニ署名シタルトキハ其引受ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百六十九條 支拂人ハ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ヲ除ク外支拂人カ爲替手形ノ單純ナル引受ヲ爲サリシトキハ其引受ヲ拒絕シタルモノト看做ス但引受人ハ其引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四百七十條 支拂人ハ爲替手形ノ引受ニ因リ滿期日ニ於テ其引受ケタル金額ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第四百七十一條 引受人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲サリシ場合ニ於テ其所持人又ハ償還ヲ爲シタル裏書人若クハ振出人ニ對シテ支拂フヘキ金額ハ第四百九十一條又ハ第四百九十二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

第四百七十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂擔當者ヲ記載セサリシトキハ支拂人ハ其引受ヲ爲スニ當タリ之ヲ記載スルコトヲ得若シ支拂人カ之ヲ記載セサリシトキハ支拂地ニ於テ自ラ支拂ヲ爲ス責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ振出人ハ爲替手形ニ其引受ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得

此場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ニ依リ其呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百七十三條 支拂人ハ引受ヲ爲スニ當タリ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第四節 擔保ノ請求

第四百七十四條 支拂人カ爲替手形ノ引受ヲ爲サリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シ手形金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

支拂人カ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲シタルトキハ所持人ハ其殘額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十五條 爲替手形ノ所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ引受拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第四百七十六條 擔保ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ其前者ニ對シ其擔保スヘキ金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十七條 前三條ノ規定ニ依リテ擔保ノ請求ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク引受拒絕證書ト引換ニ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但擔保ニ代ヘテ相當ノ金額ヲ供託スルコトヲ得

第四百七十八條 前者カ擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタルトキハ其後者全員ノ爲メ且其後者全員ニ對シテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百七十九條 左ノ場合ニ於テハ第四百七十七條ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其效力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

- 一 後日ニ至リ爲替手形ノ單純ナル引受アリタルトキ
- 二 手形金額及ヒ費用ノ支拂アリタルトキ
- 三 擔保ヲ供シ若クハ供託ヲ爲シタル者又ハ其前者カ償還ヲ爲シタルトキ
- 四 手形上ノ權利カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキ
- 五 擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタル者カ滿期日ヨリ一年內ニ償還ノ請求ヲ受ケサリシトキ

第四百八十條 引受人カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ相當ノ擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ豫備支拂人ナキトキ又ハ豫備支拂人カ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十四條乃至第四百七十八條ノ規定ヲ準用ス

第四百八十一條 左ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其效力ヲ失ヒ又供託

シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

- 一 豫備支拂人カ後日ニ至リ單純ナル引受ヲ爲シタルトキ
- 二 引受人カ後日ニ至リ相當ノ擔保ヲ供シタルトキ
- 三 第四百七十九條第二號乃至第五號ノ場合

第五節 支 拂

第四百八十二條 一覽拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絕證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百八十三條 支拂ハ爲替手形ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

支拂ヲ爲ス者ハ所持人ヲシテ爲替手形ニ其支拂ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百八十四條 手形金額ノ全部ニ付キ引受アリタルトキト雖モ所持人ハ其一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ス一部ノ支拂アリタルトキハ所持人ハ其旨ヲ爲替手形ニ記載シ且其寫本ヲ作り署名ノ後之ヲ交付スルコトヲ要ス

第四百八十五條 爲替手形ノ支拂ノ請求ナキトキハ引受人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間經過ノ後手形金額ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコトヲ得

第六節 償還ノ請求

第四百八十六條 支拂人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百八十七條 所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ滿期日又ハ其後二日內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シ、若シ手形金額ノ支拂ナキトキハ同一期間內ニ支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス但此期間ニハ休日ヲ算入セス

所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百八十七條ノ二 前條第一項ノ場合ニ於テハ所持人ハ其直接ノ前者ニ對シテ拒絶證書作成ノ日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百八十八條 裏書人カ其後者ヨリ償還請求ノ通知ヲ受ケタルトキハ其直接ノ前者ニ對シテ通知ヲ受ケタル日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百八十八條ノ二 所持人又ハ裏書人カ其直接ノ前者ニ非サル前者ニ對シテ償還請求ノ通知ヲ發シタルトキハ其後者ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任シ且利息及ヒ費用ノ償

還ヲ請求スル權利ヲ失フ

所持人又ハ裏書人カ其前者ノ何レニ對シテモ通知ヲ發セサリシトキハ其前者全員ニ對スル權利義務ニ付キ前項ノ規定ヲ準用ス

第四百八十八條ノ三 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ裏書地ヲ記載セサリシトキハ償還請求ノ通知ハ其直接ノ前者ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ハ裏書地ヲ記載セサリシ裏書人ニ對スル權利義務ニハ之ヲ適用セス振出人カ振出地ヲ記載セサリシトキ亦同シ

第四百八十八條ノ四 所持人又ハ裏書人カ其前者ニ對シ第四百八十七條ノ二又ハ第四百八十八條ノ期間內ニ書面ヲ發送シタル事實アルトキハ其事實ニ付キ通信官署又ハ公衆通信取扱所ノ證アル場合ニ限り其書面ハ之ヲ償還請求ノ通知書ト推定ス

第四百八十九條 爲替手形ノ所持人ハ支拂拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキト雖モ其作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ手形上ノ權利ヲ失フコトナシ

所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタルトキハ其作成ヲ免除シタル者ト雖モ其費用ヲ償還スル義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第四百八十九條ノ二 支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ所持人ハ支拂拒絶證書作成ノ

期間内ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ呈示シタルモノト推定ス

第四百九十條 所持人カ償還ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ支拂擔當者ニ、若シ爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載ナキトキハ支拂地ニ於テ支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス此場合ニ於テ支拂擔當者又ハ支拂人カ支拂ヲ爲サリシトキハ所持人ハ支拂地ニ於テ第四百八十七條第一項ノ規定ニ從ヒ支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載アル場合ニ於テ所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ引受人ニ對シテモ手形上ノ權利ヲ失フ

第四百九十一條 爲替手形ノ所持人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

一 支拂アラサリシ手形金額及ヒ滿期日以後ノ法定利息

二 拒絶證書作成ノ手数料其他ノ費用

前項ノ金額ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地カ支拂地ト異ナル場合ニ於テハ支拂地ヨリ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依リテ之ヲ計算ス若シ支拂地ニ於テ其相場ナキトキハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ最モ近キ地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依ル

第四百九十二條 償還ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

一 其支拂ヒタル金額及ヒ支拂ノ日以後ノ法定利息

二 其支出シタル費用

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十三條 爲替手形ノ所持人又ハ裏書人ハ償還ノ請求ヲ爲ス爲メ其前者ヲ支拂人トシテ更ニ爲替手形ヲ振出スコトヲ得

第四百九十四條 所持人又ハ裏書人カ前條ノ規定ニ依リテ振出ス爲替手形ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ其支拂地ト定メタル一覽拂ノモノタルコトヲ要ス

所持人カ振出ス爲替手形ニハ本爲替手形ノ支拂地ヲ以テ振出地ト定メ裏書人カ振出ス爲替手形ニハ其營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ振出地ト定ムルコトヲ要ス

第四百九十五條 償還ハ爲替手形、支拂拒絶證書及ヒ償還計算書ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

償還ヲ爲ス者ハ之ヲ受クル者ヲシテ償還計算書ニ償還ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百九十六條 (削除)

第七節 保證

第四百九十七條 爲替手形ヨリ生シタル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形、其謄本又ハ補箋ニ署名シタル者ハ其債務カ無効ナルトキト雖モ主タル債務者ト同一ノ責任ヲ負フ

第四百九十八條 何人ノ爲メニ保證ヲ爲シタルカ分明ナラサルトキハ其保證ハ引受人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス但未タ引受アラサリシトキハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百九十九條 保證人カ其債務ヲ履行シタルトキハ所持人カ主タル債務者ニ對シテ有セシ權利及ヒ主タル債務者カ其前者ニ對シテ有スヘキ權利ヲ取得ス

第八節 參加

第一款 參加引受

第五百條 爲替手形ノ所持人カ引受拒絕證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人アルトキハ其豫備支拂人ニ引受ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得ス

豫備支拂人カ引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其旨ヲ引受拒絕證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

第五百一條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人ニ非サル者ノ參加引受ヲ拒ムコトヲ得

第五百二條 參加引受ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ其選擇ニ從ヒ其一人ヲシテ引受ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百三條 參加引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ參加引受人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

參加引受人カ爲替手形ニ被參加人ヲ定メサリシトキハ其引受ハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百四條 所持人ハ引受拒絕證書ニ參加引受アリタル旨ヲ記載セシメ且其證書作成ノ費用ノ支拂ト引換ニ之ヲ參加引受人ニ交付スルコトヲ要ス

參加引受人ハ遲滞ナク前項ノ拒絕證書ヲ被參加人ニ送付スルコトヲ要ス

第五百五條 參加引受人ハ支拂人カ手形金額ノ支拂ヲ爲ササル場合ニ於テ被參加人ノ後者ニ對シ支拂アラサリシ手形金額及ヒ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ但所持人カ支拂拒絕證書作成ノ期間内ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ參加引受人ニ呈示セサルトキハ參加引受人ハ其義務ヲ免ル

第五百六條 爲替手形ノ所持人其他被參加人ノ後者ハ參加引受ニ因リテ擔保ヲ請求スル權利ヲ失フ

第五百七條 被參加人ハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十六條乃至第四百七十九條ノ規定ヲ準用ス

第二款 參加支拂

第五百八條 爲替手形ノ所持人カ支拂拒絕證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ所持人ハ支拂拒絕證書作成ノ期間内ニ參加引受人ニ、若シ參加引受人ナキトキ又ハ參加引受人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求メタル後ニ非

サレハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
 參加引受人又ハ豫備支拂人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其旨ヲ支拂拒絕證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

所持人カ前二項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ヲ指定シタル者又ハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百九條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル者ノ參加支拂ト雖モ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ヲ拒ミタルトキハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百十條 參加支拂ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ最モ多數ノ者ヲシテ債務ヲ免レシムル效力ヲ有スル支拂ヲ受クルコトヲ要ス

第五百十一條 豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル參加支拂人カ被參加人ヲ示ササリシトキハ其支拂ハ支拂人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百十二條 所持人ハ支拂拒絕證書ニ參加支拂アリタル旨ヲ記載セシメ且手形金額及ヒ費用ノ支拂ト引換ニ其拒絕證書及ヒ爲替手形ヲ參加支拂人ニ交付スルコトヲ要ス

第五百十三條 參加支拂人カ支拂ヲ爲シタルトキハ引受人、被參加人及ヒ其前者ニ對スル所持人ノ權利ヲ取得ス

第九節 拒絕證書

第五百十四條 拒絕證書ハ爲替手形ノ所持人ノ請求ニ因リ公證人又ハ執達吏之ヲ作ル

第五百十五條 拒絕證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人又ハ執達吏之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

- 一 拒絕者及ヒ被拒絕者ノ氏名又ハ商號
- 二 拒絕者ニ對スル請求ノ趣旨及ヒ拒絕者カ其請求ニ應セサリシコト、拒絕者ニ面會スルコト能ハサリシコト又ハ其營業所、住所若クハ居所カ知レサリシコト
- 三 前號ノ請求ヲ爲シ又ハ之ヲ爲スコト能ハサリシ地及ヒ年月日
- 四 法定ノ場所外ニ於テ拒絕證書ヲ作ルトキハ拒絕者カ之ヲ承諾シタルコト
- 五 參加引受又ハ參加支拂アルトキハ參加ノ種類及ヒ參加人並ニ被參加人ノ氏名又ハ商號
- 六 拒絕證書作成ノ場所及ヒ年月日

第五百十五條ノ二 支拂拒絕證書ノ作成ハ爲替手形又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ三 爲替手形ノ數通ノ複本又ハ原本及ヒ附箋ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂拒絕證書ヲ作ルトキハ其作成ハ一通ノ複本若シクハ原本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ規定ニ依リテ支拂拒絕證書ヲ作りタルトキハ他ノ複本又ハ附箋ニ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第五百十五條ノ四 支拂拒絶ノ場合ヲ除ク外拒絶證書ノ作成ハ爲替手形若クハ其贖本ノ寫本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ五 爲替手形、複本、原本又ハ爲替手形若クハ其贖本ノ寫本ニ依リテ拒絶證書ヲ作ル場合ニ於テハ第五百十五條ニ掲ケタル事項ハ其裏面ニ記載シタル事項ニ接續シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス

附箋ニ依ル場合ニ於テハ公證人又ハ執達吏ハ其接目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第五百十六條 數人ニ對シテ手形上ノ請求ヲ爲スヘキトキハ其請求ニ付キ一通ノ拒絶證書ヲ作ラシムルヲ以テ足ル

第五百十七條 公證人又ハ執達吏カ拒絶證書ヲ作リタルトキハ其贖本ニ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ其役場ニ備フルコトヲ要ス

- 一 手形金額
- 二 振出人、支拂人及ヒ受取人ノ氏名又ハ商號
- 三 振出ノ年月日
- 四 満期日及ヒ支拂地
- 五 支拂擔當者、豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ其氏名又ハ商號

拒絶證書カ滅失シタルトキハ利害關係人ハ其贖本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此贖本ハ原本ト同一ノ效力ヲ有ス

第十節 爲替手形ノ複本及ヒ贖本

第五百十八條 爲替手形ノ所持人ハ振出人ニ對シテ其爲替手形ノ複本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但所持人カ受取人ニ非サルトキハ順次ニ其前者ヲ經由シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス

振出人カ爲替手形ノ複本ヲ作リタルトキハ各裏書人ハ各通ニ其裏書ヲ爲スコトヲ要ス

第五百十九條 爲替手形ノ複本ニ其複本タルコトヲ示ササルトキハ其各通ハ獨立ノ爲替手形トシテ其效力ヲ有ス

第五百二十條 爲替手形ノ複本ヲ作リタル場合ニ於テ其一通ノ支拂アリタルトキハ他ノ各通ハ其效力ヲ失フ但引受アルモノハ此限ニ在ラス

二人以上ニ各別ニ數通ノ爲替手形ノ裏書ヲ爲シタル者又ハ數通ノ爲替手形ニ引受ヲ爲シタル者ハ支拂ノ時ニ於テ返還アラサリシ各通ニ付キ手形上ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第五百二十一條 爲替手形ノ複本ノ所持人カ引受ヲ求ムル爲メ其一通ヲ送付シタルトキハ他ノ各通ニ其送付先ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ記載アル爲替手形ノ所持人ハ引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル一通ノ爲替手形ヲ受取リタル

者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得若シ其者カ之ヲ返還セサルトキハ拒絕證書ニ依リ其事實及ヒ他ノ一通又ハ數通ノ爲替手形ヲ以テ引受又ハ支拂ヲ受クルコト能ハサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其前者ニ對シテ擔保又ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五百二十二條 爲替手形ノ所持人ハ其贖本ヲ作ルコトヲ得

爲替手形ノ贖本ニ或事項ヲ記載シタルトキハ其事項ト原本ニ記載シタル事項トヲ區別スルコトヲ要ス

第五百二十三條 所持人カ爲替手形ノ引受ヲ求ムル爲メ其原本ヲ送付シタル場合ニ於テ其贖本ヲ作リタルトキハ之ニ其原本ノ送付先ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ記載アル贖本ノ所持人ハ原本ヲ受取リタル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得

第五百二十四條 引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル爲替手形ヲ受取リタル者カ之ヲ返還セサル場合ニ於テ其贖本ノ所持人カ拒絕證書ニ依リテ其事實ヲ證明スルトキハ贖本ニ署名シタル者ニ對シテ擔保ノ請求ヲ爲シ又贖本ニ記載シタル満期日カ到來シタル後ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三章 約束手形

第五百二十五條 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其約束手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 受取人ノ氏名又ハ商號
- 四 單純ナル支拂ノ約束
- 五 振出ノ年月日
- 六 一定ノ満期日
- 七 振出地

第五百二十六條 振出人カ約束手形ニ支拂地ヲ記載セサリシトキハ振出地ヲ以テ其支拂地トス

第五百二十七條 振出地ハ之ヲ振出人ノ營業所又ハ住所ノ所在地ト看做ス

第五百二十八條 一覽後定期拂ノ約束手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ振出人ニ約束手形ヲ呈示スルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絕證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百二十九條 所持人カ一覽後定期拂ノ約束手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ振出人カ呈示ヲ受ケタル旨又ハ其日附ヲ約束手形ニ記載セサリシトキハ所持人ハ呈示期間內ニ拒絕證書ヲ作ラシムルコ

トヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絕證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス
 所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ
 振出人カ呈示ノ日附ヲ記載セサリシ場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ呈示期
 間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第五百二十九條 第四百四十六條、第四百四十九條乃至第四百五十一條、第四百五十三條乃至第四百六十四條、第四百七十一條、第四百八十條乃至第四百九十九條、第五百八條乃至第五百十七條及ヒ第五百二十二條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ準用ス

第四章 小切手

第五百三十條 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其小切手タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人ノ氏名若クハ商號又ハ所持人ニ支拂フヘキコト
- 五 單純ナル支拂ノ委託

六 振出ノ年月日

七 支拂地

第五百三十一條 (削除)

第五百三十二條 小切手ハ一覽拂ノモノトス

第五百三十三條 小切手ノ所持人ハ其日附ヨリ十日内ニ小切手ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス

所持人カ前項ニ定メタル呈示ヲ爲ササリシトキハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五百三十三條ノ二 小切手ノ振出人ハ呈示期間經過前ニハ支拂ノ委託ヲ取消スコトヲ得ス

支拂人ハ呈示期間經過ノ後ト雖モ小切手ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

第五百三十三條ノ三 小切手ノ所持人カ支拂人ノ加入シタル手形交換所ニ小切手ヲ提出シタルトキハ支拂地ニ於テ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第五百三十四條 小切手ノ所持人カ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スニハ支拂拒絕證書ノ作成ニ代ヘ支拂人ヲシテ呈示期間内ニ支拂拒絕ノ旨及ヒ其年月日ヲ小切手ニ記載セシメ且之ニ署名セシムルヲ以テ足ル

手形交換所ニ於テ呈示期間内ニ小切手ノ提出及ヒ支拂拒絕アリタル旨ヲ證明シタルトキ亦同シ

第五百三十四條ノ二 前二條ノ手形交換所ハ司法大臣之ヲ指定ス

第五百三十五條 小切手ノ振出人又ハ所持人カ其表面ニ二條ノ平行線ヲ畫キ其線内ニ銀行又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得 振出人又ハ所持人カ平行線内ニ特定セル銀行ノ商號ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ其銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得但其銀行カ其商號ヲ抹消シテ他ノ銀行ノ商號ヲ記載シ之ニ取立ノ委任ヲ爲スコトヲ妨ケス

第五百三十六條 振出人カ支拂人ヲシテ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得ル金額ヲ超エテ小切手ヲ振出シタルトキハ五圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第五百三十七條 第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十九條ノ二、第四百五十二條、第四百五十二條ノ二、第四百五十五條、第四百五十七條、第四百五十九條乃至第四百六十四條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十六條乃至第四百八十九條ノ二、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十五條、第五百十四條乃至第五百十五條ノ二、第五百十五條ノ五及ヒ第五百十七條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

商 法 施 行 法 (抄 錄)

第二百二十五條 外國ニ於テ爲シタル手形行爲ノ要件ハ行爲地ノ法律ニ依ル
前項ノ規定ニ拘ハラズ外國ニ於テ爲シタル手形行爲カ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキハ外國ノ法律ニ依レハ要件ヲ具備セザルトキト雖モ爾後日本ニ於テ爲シタル手形行爲ハ有效トス 日本人カ外國ニ於テ日本人ニ對シテ爲シタル手形行爲カ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキ亦同シ

第二百二十六條 外國ニ於テ手形上ノ權利ヲ行使又ハ保全スル爲メニ爲ス行爲ノ方式ハ行爲地ノ法律ニ依ル

法 例 (抄 錄)

第三條 人ノ能力ハ其本國法ニ依リテ之ヲ定ム
外國人カ日本ニ於テ法律行爲ヲ爲シタル場合ニ於テ其外國人カ本國法ニ依レハ無能力者タルヘキトキト雖モ日本ノ法律ニ依レハ能力者タルヘキトキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ能力者ト看做ス 前項ノ規定ハ親族法又ハ相續法ノ規定ニ依ルヘキ法律行爲及ヒ外國ニ在ル不動産ニ關スル法律行爲ニ付テハ之ヲ適用セス

第七條 法律行爲ノ成立及ヒ效力ニ付テハ當事者ノ意思ニ從ヒ其何レノ國ノ法律ニ依ルヘキカヲ定

當事者ノ意思カ分明ナラサルトキハ行爲地法ニ依ル

第八條 法律行爲ノ方式ハ其行爲ノ效力ヲ定ムル法律ニ依ル
行爲地法ニ依リタル方式ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ有效トス但物權其他登記スヘキ權利ヲ設定
シ又ハ處分スル法律行爲ニ付テハ此限ニ在ラス

第二十七條 當事者ノ本國法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其當事者カ二箇以上ノ國籍ヲ有スルトキハ最後
ニ取得シタル國籍ニ依リテ其本國法ヲ定ム但其一カ日本ノ國籍ナルトキハ日本ノ法律ニ依ル
國籍ヲ有セサル者ニ付テハ其住所地法ヲ以テ本國法ト看做ス其住所カ知レサルトキハ其住所地法
ニ依ル

地方ニ依リ法律ヲ異ニスル國ノ人民ニ付テハ其者ノ屬スル地方ノ法律ニ依ル

第二十八條 當事者ノ住所地法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其住所カ知レサルトキハ其居所地法ニ依ル
前條第一項及ヒ第三項ノ規定ハ當事者ノ住所地法ニ依ルヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 當事者ノ本國法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其國ノ法律ニ從ヒ日本ノ法律ニ依ルヘキトキハ
日本ノ法律ニ依ル

第三十條 外國法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其規定カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルトキハ之ヲ適用

セス

手形ノ書き方と見方 終り

不許複製

昭和五年一月二十五日發行

著者
檢印

手形書き方と見方

定價壹圓五十錢

著者 宮崎直二 東京市神田區西區田町一番地	發行者 增田義一 東京市京橋區南船場町十二番地	印刷者 瀧澤一郎 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地	發行所 株式會社 實業之日本社 東京市京橋區南船場町十二番地 振替東京三二六番 電話京橋五二二番
-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------------	---

株式會社秀英印刷

經濟記事の讀み方

版五十百

定價壹圓二拾錢
郵稅六錢
三六判 總布製

本書は國民生活に影響する所甚だ多き經濟界日常の出來事に對する理解の能力を一般の人々に與へんがために論述されしものにして、内容を不景氣、好景氣、好景氣の半面、正貨問題、我國産業の將來等の項目に分ち、平易に經濟上の原則、政策、事情等を説明するに努めたり。特に材料の蒐集には著者多大の苦心をなせり經濟事情の一般に通ぜんと欲する者のためには恰好の手引たるべし。

(大阪毎日新聞評)

法學士
著 氏 邦 正 貝 細

(目略容内)

不景氣……………(十九章)―銀行利率と金融市場―銀行の取付―對外爲替―其他
好景氣……………(十三章)―軍需品―運賃收入―有價證券の騰貴―其他
好景氣の半面……………(二十六章)―從價税と從量税―自由貿易と保護貿易―泡沫會社
正貨問題……………(六章)―在外正貨―外債償還論―正貨蓄積論―其他
我國産業の將來……………(十三章)―化學工業―製鐵業―トラスト―水力電氣―投資其他

割九々いらずの珠算

版八十

定價壹圓五拾錢
郵稅八錢 四六判

從來のそろばんの割算には割算九々といふ耳新しい九々が總計七十七あつて、小學校に於て掛算九々を用ゐて筆算の割算を習つたものには容易に會得し難いことは、實驗に徴して明なる事實である。

本書に記載した事項は、筆算で四則を習つたものには何人にも容易に會得しうる方法で、一切割算九々を用ゐずに、普通の掛算九々だけで、どんな複雑な計算でも至つて簡便に出来るものである。

著 氏 策 伊 星

編妹姉

珠算練習帳

(定價八拾錢)

實業 出世外交術

第四十版
定價 壹圓參拾錢
郵稅 六錢
小型 二一〇餘頁

寸前暗黒なる俸給生活に憧憬するよりも、自己の働きが直ちに自己の収入となる始終緊張した外交生活に入る事が、現代に最もふさはしい生活法であり、前途に多大の希望を有する成功法であり、新たな運命を開拓すべき有爲なる人々に取つて最も奮闘甲斐ある事であらねばならぬ、とは著者年來の主張である。本書は此の立場から外交術の研究を試みた、謂はゞ新しい生活戦術の虎の巻である。

石川六郎氏著

東京新聞
記者

（目略容内）

外交の心得—相手を利用する事—外交員の諸條件—社交法—談話術—話し上手と聞き上手—お世辭の使ひ方—人に對する態度—恐縮の態度—婦人に對する態度—服装と風采—身分不相應—
婦人の外交と服装—外交術の大意—會見する迄—第一關門突破策—婦人訪問の場合—玄關子—天性よりも修練—新入社の心得—外交と學問—外交と膽力—婦人外交の呼吸—應用外交術—貯金外交術—收入と手腕—保險外交術—實例—根氣と成功—印刷外交術—販賣外交術—豫約物勸誘—店員外交術—お客の人物を見別ける法—外交成功者の實例—外交逸話—婦人外交溝口女史

經濟學士 山口丈雄氏著

會社の組織と經營

五版

定價 貳圓五拾錢
郵稅 拾錢

△會社のボロを潰すには△重役を選挙するには△合資を株式にするには
△會社のボロを隠すには△重役を放逐するには△會社を設立するには
△個人經營を會社にするには△會社を増資するには△會社を解散するには
△株主總會を開くには△會社を減資するには△會社を合併するには
△これ一冊あれば會社を創るにも營むにも困ることがない

◇難しい財政問題も本書によりて忽ち面白く氷解

財政と云へば堅苦しいが、物は説明の仕方一つで堅くもなれば軟かにもなる。著者は新聞の經濟部で苦勞した人だけに堅苦しく説くことが大嫌ひだ。財政全般に涉る諸問題を「講談本の如く面白く、教科書の如く有益に、新聞紙の如く新しく」取扱つてあるから、自然と惹き入れられて、肩が凝らずにどこまでも讀ませる。それで複雑な財政の知識が正確に組織的に、頭腦に入つて來る仕組である。

財政物語

新刊

定價 貳圓
郵稅 拾錢

時事新報經濟記者 西野喜與作氏著

金の廻し方殖し方

八 定價壹圓五拾錢
郵 稅 六 錢
四 六 判

金儲けの實戰場で骨身を砕いた人だけに、その觀察は體驗を通して光つてゐる。世の中がいつも二二ンが四でばかりあつては身動きもならない。二二ンが百にもなれば零にもなる處に、人生の妙味がある。その妙味を株を通じて觀察した本書はその妙味を味はひたき人々には金科玉條といふところであらう。

- 富の門扉——草双紙時代——十五年の後——證券の民衆化——近代的の殖法——安全第一の公債——株式投資——新設会社の吟味——公定相場概念——拔群獨歩の興味——ボロ株と留紙幣——安全な分割投資——叩いたばかりで——株式投機——轉賣の買戻——旺盛な差金取引——波瀾萬丈の相場——日本橋藝妓の唄——新聞で解けた謎——占ひで逃がした——危険の解釋——背水の陣は危険——山を見ざる獵師——初陣に臨んで——保險賣と鞘取商内——仲買店の選擇——兜町の裏面——諸會社利益配當表——兜町用語

殖の道 さて何れを選ばうか

三 定價壹圓五拾錢
郵 稅 八 錢

生き馬の眼を抜くやうな生存競争の激しい世の中で、生活の安定を得んとすれば自己の投資すべきものを最も賢明に選ぶことによつて決す。著者は多年實戰場に馳驅した猛者、試みにその説くところを聴け!!!

- 傳家の寶刀——美男——淺右衛門——殖法の上手下手——郵便局から銀行へ——特權附の貯蓄銀行——流行の債券投資——債券株式優劣論——擔保件か置擔保か——交通機關が第一條件——割増金の強味——番號球の盛衰——沈黙は金なり——拂込と時價——考課狀の見方——人間相場と株式相場——ボロ株の出世——貸家殖の成功者——星のアイスクリーム——國道と國道——財界の百貨店——信託預金の優越性——今後の預金争奪戰——配當付の保障——郊外住宅の變

現代サラリーマン階級ぐらゐる生活不安に悩むものはあるまい。従つて、誰も彼も生活を安定させようと、物狂はしいまでに懸命になつてゐるが、殖法に通曉したものばかりは無い。それに人々は各々本職がある本誌は勤勞階級者のために、親切な案内者となつて、百五拾圓か貳百圓の資本金があれば坐つてゐて、貯金や公債などより利廻りよく、確實に、増殖できる秘訣を説かうとするのだ、小金が蓄つたら、何はさて置き本誌へ相談せられよ。

サラリーマンの生活戦術

再 定價壹圓貳拾錢
郵 稅 六 錢

奮闘活歴
裸一貫から

第三十三版
定價壹圓七拾錢
郵稅十錢四六判

實業之日本社編

前者に傳述する十六名士は、皆現代日本に於ける「裸一貫」のチャンピオンである。彼等が裸一貫を唯一の資本として我國の事業界に雄飛するに至るまでの慘憺の苦心を筆録す。後者は僅少の資本を以て開店幾千ならざるに一萬圓を儲け續いて今日の榮冠を得たる實業界の奮闘家二十四名士を拉し來り其の最初の一萬圓を儲けし迄の苦心談を蒐めたものである。金儲けの虎の巻であると同時に獨立開店する者の好個の相談相手である。

獨立經營
最初の
一萬圓儲ける迄

第三十版
定價壹圓七拾錢
郵稅八錢四六判

599

172

實業之日本社發行